

被扶養者認定の際の提出書類一覧

(●印は必ず提出を要する書類／▲印は該当するとき提出を要する書類)

※扶養申請の内容によって、他の書類を添付してもらうことがあります。

申請理由	認定対象者の状況		ケース	被扶養者（異動）届	扶養理由書	続柄表示のある世帯全員の住民票	戸籍謄本	所得証明書	雇用契約書・給与見込証明書 （賞金・健康保険加入有無記載）	夫婦それぞれの源泉徴収票（写）	雇用保険受給資格者証 （両面の写）	退職証明 （離職票・退職票交付有無記載）	退職日が確認できる書類 （※3）	離職票1・2（写） （※1）	受給期間延長通知書（写）	出生証明書・ 出生届受理証明書等（写）	最新の年金裁定通知書・ 改定通知書（写）	認定基準チェック表 （※4）	銀行・郵便振込票等（写）	在学証明書・施設入所証明書等	税務署受付印がある 個人事業の廃業届出書（写）	その他認定に必要な書類
結婚による申請 ※結婚後離職した場合は 離職による申請を参照	無職無収入の状態	所得証明書に給与収入の記載がない場合	●	●	●		●															▲
		所得証明書に給与収入の記載がある場合	●	●	●		●			▲	▲		▲	▲								▲
	働いている場合	パート勤務等により健康保険に加入できない	●	●	●		●	●										●				▲
離職による申請 （※2）	雇用保険を受給する場合	受給する	●	●	●		●						▲	▲								▲
		受給期間延長する	●	●	●		●					▲	▲	●								▲
		受給終了	●	●	●		●			●												▲
	雇用保険を受給しない場合	勤務先が雇用保険適用事業所ではない	●	●	●		●				●											▲
		離職票の交付を受けていない	●	●	●		●				●											▲
		離職票の交付を受けたが求職の申し込みをしない	●	●	●		●						▲	▲								▲
出生による申請	両親が共働きではない場合		●		▲											▲						▲
	両親が共働きの場合		●		▲				●							▲						▲
両親の申請	同居している場合		●	●	●	▲	●				▲						▲	▲				▲
	別居している場合	〔条件〕父母の年間総収入以上の送金が必要	●	●	●	●	●				▲						▲	▲	●			▲
子女の申請	16歳未満の場合		●	▲	●	▲			▲													▲
	16歳以上の場合		●	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲				▲		▲		▲
	養子縁組等の場合		●	●	▲	▲	▲		▲											▲		▲
農業・自営業の廃業による申請	農業や自営業を廃止した場合		●	●	●	▲	●										▲	▲	▲		●	▲

(※1) 発行までに時間がかかる場合は、事前に九電健保までご連絡ください。

(※2) 対象者が子女で両親が共働きの場合は、夫婦それぞれの源泉徴収票の写しも添付してください。

(※3) 事業主が発行する「退職日が記載された源泉徴収票(写)」「退職証明書」、または健保組合等が発行する「資格喪失証明」などの書類。

(※4) 認定対象者が「配偶者」「子」以外の場合には、「被扶養者認定基準チェック表(配偶者・子以外の申請)」を必ず提出してください。